

日本産農林水産物・食品海外販路開拓緊急支援事業実施要領

制定 令和2年4月30日 2食産第620号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業実施要綱（令和2年4月30日付け2食産第607号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄Ⅰの3の（2）日本産農林水産物・食品海外販路開拓緊急支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業補助金交付要綱（令和2年4月30日付け2食産第608号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の5の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合、輸出組合、酒類業組合、独立行政法人又は法人格を有しない団体であって事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会等において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大による影響を受けている農林水産物・食品の輸出に取り組む団体・事業者による日本産農林水産物・食品の海外販路開拓等の事業であって、品目ごとの課題に応じた販路開拓・プロモーション等を実施する取組を支援する。

事業実施主体は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により影響を受けている日本産農林水産物・食品の新たな販路開拓等を目的として、日本産農林水産物・食品の品質の高さや魅力等のPRや商品価値を高めるためのブランディング、具体的な販路開拓等のための商談機会の設定、輸出先国での高級食材の品質保持やロス

発生低減に資する取組（冷凍冷蔵倉庫や冷凍冷蔵車等の活用等）、越境E C向け商品開発やE Cサイトの改修等を実施する。

補助対象となる経費及び補助率については、次のとおりとする。

(補助対象経費)

旅費、謝金、委託費、賃借料及び使用料、輸送費、印刷費、広告宣伝費、消耗品費、賃金、人件費（事業実施者が民間事業者である場合は除く）、現地行政手続き等に係る経費、需用費並びに役務費等

(補助率)

民間事業者が、自社商品等の販売促進を目的として活動（バイヤー招へいによる商談等）をする場合若しくは先進的な取組：1／2以内、

自社商品等を有しない民間団体や民間事業者が、本事業の実施によって直接的に自己収益を生じさせるものではない日本産農林水産物・食品のPR・キャンペーン活動（セミナー・フェア開催等）をする場合：定額（ただし、機器等のリース費は、1／2以内）

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度とする。

ただし、事業承認者が特に認めた場合は、本要領の施行日から3月31日までとする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の事業の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 必須となる基準

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分については、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンドの減少、輸出の減少、商談機会の喪失等の影響が相当程度あるもの。（新型コロナウイルス感染症の影響及びそれを緩和・改善するための取組内容に具体性があること。）
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響を緩和・改善を具体的に図ることを目的とすること。

2 優先採択に係る基準

事業の採択に当たっては、次の取組を優先的に採択することとする。

- (1) 申請事業者及び取扱品目における新型コロナウイルス感染症の影響の度合い。
- (2) 影響を緩和・改善するための取組内容の具体性・妥当性・即効性。
- (3) 具体的な輸出の数値目標。

(4) 早期の効果発現や成果が見込まれるもの。

第6 事業の成果目標等

事業の成果目標は、事業実施主体が輸出に取り組む品目、国・地域について、事業実施後3か月以内に見込める輸出額（見込含む）、商談成約額（見込含む）等の具体的数値目標を定めるものとする。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づく事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）、中止又は廃止の承認申請については、交付要綱第8の変更承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業内容の追加又は削除

(2) 事業目的の変更

(3) 交付要綱別表1のⅠの3の(2)日本産農林水産物・食品海外販路開拓緊急支援事業の項の重要な変更に掲げる変更

(4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

1 事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添1－8の「積算内訳」の「事業の委託」及び「備考」欄に記載することにより事業承認者の承認を受けるものとする。

(1) 委託先が決定している場合は、委託先名

(2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

2 事業実施主体は、委託先及び委託に要する経費について、原則として、公募又は相見積もりを取り、その中で最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠とするものとする。

公募若しくは相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合には、その選定理由を明らかにした理由書を提出するものとする。

3 事業実施主体は、委託契約書の作成に当たっては、委託内容を具体的に明記するとともに、原則として、当該委託契約に伴う全ての権利を事業実施主体に帰属させるものとする。

その上で、委託した業務が終了したかどうかを委託先が作成した報告書等により確認するものとする。

第 8 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、実施要綱第 7 の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式 2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、事業承認者に提出するものとする。

第 9 補助金遂行状況の報告

交付要綱第 12 に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに交付決定者（交付要綱第 3 の 2 に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付要綱第 11 の規定に基づき概算払いを受けようとする場合には、交付要綱別記様式第 6 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第 10 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第 11 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）については、次の 1 から 4 までの条件の遵守を約する確認書を、事業実施主体を通じ、国に提出することを条件に、事業者へ帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- 1 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく事業承認者に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 事業実施主体は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に事業承認者と協議して承諾

を得ること。

第 12 収益納付

- 1 事業実施主体が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、事業実施主体は、実施要綱第 8 の 1 の規定に基づき、別記様式 3 により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、当該報告に係る年度の翌年度の 6 月末までに事業承認者に報告するものとする。

ただし、事業承認者は特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。

- 2 事業承認者は、1 による報告に基づき、事業実施主体又は事業者が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。

第 13 情報の取扱い

事業実施主体の職員は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第 14 その他

- 1 補助対象経費は、本事業を実施するために、直接必要な経費であつて、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。
- 2 事業の目的を達成するために、実施要領に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき、又は事業の内容を変更する必要があるときは、事業承認者と事業実施主体が協議を行い、解決すること。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

特認団体承認申請書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所
- 4 代表者の役職名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（○月～○月）
- 7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年間販 売額	主要事 業	備 考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）並びに総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - （3）その他参考資料

別記様式2（第7関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和2年度日本産農林水産物・食品海外販路開拓緊急支援事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）申請について

農林水産物・輸出力維持・強化緊急対策事業補助金実施要綱（令和2年4月30日付け2食産第607号農林水産事務次官依命通知）第5の1（注1）の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）（注2）を申請する。

（変更の理由）

○○○○○○○○○○（注3）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注4）

（注1）変更、中止又は廃止の承認申請の場合には、「第5の2」とすること。

（注2）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略すること。

（注3）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注4）事業実施結果報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和2年度日本産農林水産物・食品海外販路開拓緊急支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添1には実績を記載すること。

(別添1)

1 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称 (注: ふりがなを付すこと)

(2) 主たる事務所の所在地 (注: 郵便番号を付すこと)

(3) 代表者の役職名及び氏名 (注: ふりがなを付すこと)

(4) 設立目的

(5) 設立年月日

(6) 事業担当者の連絡先

① 役職名及び氏名

② 郵便番号及び住所

③ 電話番号及びFAX番号

④ メールアドレス (必須)

2 新型コロナウイルス感染症拡大による影響等

(注) 可能な限り定量的な影響を記載すること。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンドの減少、輸出の減少、商談機会の喪失等の影響。
(コロナの影響及びそれを緩和・改善するための取組内容を具体的に記載すること)

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を緩和・改善を具体的に図る目的。

(3) 事業実施主体及び取扱品目における新型コロナウイルスの影響の度合い。

① 事業実施主体への影響の度合い

② 取扱品目への影響の度合い

(4) 影響を緩和・改善するための取組内容。(具体性・妥当性・即効性が分かるように記載)

(5) 本事業の実施により早期の効果発現や成果が見込まれる根拠

3 事業の目的

(注) 具体的な事業目的と目指すべき成果を記載すること。

4 輸出目標額及び成果目標

(1) 販売促進活動及びPR・キャンペーン活動

	事業（取組）内容	国・地域	品目等	商談成約額（見込含む） 若しくは輸出額（見込み含む） ※事業実施後3か月以内の見込み
1				千円
2				千円
3				千円
4				千円
5				千円
				千円
合 計				千円

販売促進活動及びPR・キャンペーン活動は以下による。なお、事業実施後3か月以内に見込めるものとする。

注1：商談成約額（見込含む）は、商談等に取り組む事業者に対して報告を求めること。

注2：輸出額（見込み含む）は、貿易統計等使用せず、商談等に取り組む事業者に対して報告を求めること。

注3：事業（取組）内容は、活動毎に記載すること。

(2) 先進的な取り組み

事業の取組内容	輸出先国または地域	品目	成果目標 ※事業実施後3か月以内の見込み

先進的な取組は以下による。なお、事業実施後3か月以内に見込めるものとする。

注1：成果目標の欄には、具体的な数値目標等を記載すること。

具体的な数値目標等の記載例

- ・本取組を通じて、輸出額を〇億円（〇%）増加。
- ・本取組を通じて、生産コストを〇%削減。

注2：取組の結果、当初見込んでいた成果が得られなかった場合は、本事業の実績報告において、その要因や解決すべき課題、要因を分析したうえで考えられる解決方法等を記載すること。

5 事業の内容

(注) 取組内容ごとに、実施国・地域、品目、取組の具体的手法等を記載すること。(一覧表に整理して作成することも可能とする。)

①PR活動

②キャンペーン活動

③販売促進活動

④先進的な取り組み

6 実施体制

(注) それぞれの事業担当ごとの氏名及び役割や委託する場合の委託先との関係を図表等により記載すること。

7 事業実施のスケジュール等

(1) 事業実施スケジュール等(注: 活動内容毎及び月毎にスケジュールを記入。)

	取組等	令和 2 年										令和 3 年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1														
2														
3														
4														
5														

(2) 事業完了予定年月日
令和 年 月 日

8 積算内訳（実績報告の際には「経費内訳」とする。）

区分	事業費	負担区分			事業の委託	備 考
		国庫補助金	自己負担金	その他		
	円	円	円	円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容	※1 各経費については、第3の1の補助対象経費を参考とすること。 ※2 事業の一部を委託する場合は、当該事業に要する経費を記載すること。 ※3 旅費については、旅費を使用する者の内訳が分かるように記載すること（別葉可）。 ※4 区分については、事業内容ごとに記入すること。 〇〇〇費 単価×数量、人数等＝〇円 単価×数量、人数等＝〇円 〇〇〇費 単価×数量、人数等＝〇円 単価×数量、人数等＝〇円
計						

(注)

- 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、人数等）を詳細に記載すること。
なお、備考については、別葉とすることができる。
- 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

9 特記事項

(注) 過年度において、輸出促進関連事業を実施し、目標達成率等に関して要因分析を行い、改善等を図ることとしている場合にあっては、その改善等の状況と今回の事業実施計画を作成するに当たっての改善点等の反映内容を記載すること。

10 添付資料

- (1) 人件費、謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。
- (2) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合(%)を記した資料(様式は任意)を添付すること。
- (3) 事業の一部を委託する場合には、その相見積り、委託契約書(案)を添付すること。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。
- (4) その他必要に応じて資料を添付すること。

別記様式 3（第12の 1 関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
事業実施主体名
代表者の役職及び氏名 印

令和○年度日本産農林水産物・食品海外販路開拓緊急支援事業に係る収益状況報告書

○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定の通知があった日本産農林水産物・食品海外販路開拓緊急支援事業に関する令和○年度の収益の状況について、日本産農林水産物・食品海外販路開拓緊急支援事業実施要領（令和 2 年○月○日付け 2 食産○○号農林水産省食料産業局長通知）第12の 1 の規定に基づき、以下のとおり報告する。

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 事業の内容 | |
| 2 | 補助事業の実施により得られた収益の累計額 | 円 |
| 3 | 上に要する費用の総額 | 円 |
| 4 | 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定 | 円 |
| 5 | 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 6 | 本年度収益納付額 | 円 |

(積算根拠)

（注）収益計算書等を添付すること。